

訂正とお詫び

この度は全国通関士模試をご受験いただき、誠に有り難うございました。下記の法令解釈に関して、誤りがございました。つきましては、次ページ以降で全国通関士模試の解説内容を訂正させていただきます。本試験直前期にこのような事態を招き大変申し訳ございません。深くお詫び申し上げます。

平成 29 年 9 月 27 日

記

――法令解釈の誤りの内容（関税法第 12 条の 3 第 5 項に関して）――

税関からの調査通知【前】に期限後特例申告書の提出又はその提出後に修正申告をした場合に、納付すべき税額（期限後特例申告書提出後の修正申告の場合は、累積納付税額を加算した額。以下同じ。）が 50 万円を超える場合

≪正≫50 万円を超える部分に対して、5 %の加重【なし】

≪誤≫50 万円を超える部分に対して、5 %の加重【あり】

なお、調査通知前の期限後特例申告書の提出等の後、税関からの調査通知【後】に修正申告を行った場合には、50 万円を超える部分に対して、5 %加重されますが、調査通知【前】の累積納付税額で 50 万円を超える部分に関しては、5 %の加重はありません。

公益財団法人 日本関税協会

全国通関士模試 事務局

〒101-0062 千代田区神田駿河台 3-4-2

日専連朝日生命ビル 6F

TEL : 03-6826-1434 FAX : 03-6826-1435

E-mail : jtas_seminar@kanzei.or.jp

<http://www.kanzei.or.jp/>

頁	正	誤
41	<p>第9問の正解及び解説を修正する。</p> <p>第9問（無申告加算税額の計算） （省略）</p> <p>正解 <u>83,000円</u>（000<u>83</u>000）</p> <p>解説</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 期限後特例申告の提出に係る無申告加算税額の計算 （1）適用される無申告加算税率の検討 ①～② （省略） ③ よって、本問題の事例は、5%の軽減税率が適用されるケースに該当します。 <u>④ また、関税法第12条の3第5項が適用になる場合には、同条第2項の適用はないこととなっています。</u></p> <p>（2）無申告加算税額の計算 ① （省略） <u>（削除）</u></p> <p><u>②</u> よって、期限後特例申告に係る無申告加算税の額は、<u>29,000円</u>となります。</p> <p>3 期限後特例申告書の提出後に行われた修正申告に係る無申告加算税額の計算 （1）（省略） （2）無申告加算税の計算 ① （省略） <u>② 期限後特例申告書の提出により追加納付すべき基準額（50万円）を超えた関税額に対して課される加重加算税率（5%）は、本問題においては、上記2-（1）-④に</u></p>	<p>第9問（無申告加算税額の計算） （省略）</p> <p>正解 <u>87,000円</u>（000<u>87</u>000）</p> <p>解説</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 期限後特例申告の提出に係る無申告加算税額の計算 （1）適用される無申告加算税率の検討 ①～② （省略） ③ よって、本問題の事例は、5%の軽減税率が適用されるケースに該当します。 <u>（追加）</u></p> <p>（2）無申告加算税額の計算 ① （省略） <u>② 期限後特例申告に基づき納付する関税額が基準額（50万円）を超えている場合には、当該超えている額（58万円－50万円＝8万円）に対して、関税法第12条の3第3項の規定に基づき加重無申告加算税（税率5%）が追加して課されます。</u></p> <p><u>③</u> よって、期限後特例申告に係る無申告加算税の額は、<u>以下のとおり、33,000円</u>となります。 <u>$580,000円 \times 5\% + 80,000円 \times 5\% = 29,000円 + 4,000円 = 33,000円$……………①</u></p> <p>3 期限後特例申告書の提出後に行われた修正申告に係る無申告加算税額の計算 （1）（省略） （2）無申告加算税の計算 ① （省略） <u>② 上記2に記述したとおり、期限後特例申告を行う際に、関税法第12条の3第3項の規定により、基準額を超えているために加重無申告加算税が賦課されているため、</u></p>

記述したように、関税法第12条の3第5項の規定により賦課されないこととなっているものの、本件修正申告は、税関による調査通知を受けた後に提出されたものであるため、この修正申告税額全額に対して5%の加重無申告加算税が賦課されます。

③ よって、期限後特例申告書の提出に係る修正申告の無申告加算税の額は、以下のとおり、54,000円です。

$$360,000円 \times (10\% + 5\%) = 54,000円$$

4 期限後特例申告書の提出及びこれに係る修正申告の双方に係る無申告加算税の合計額

$$\underline{29,000円 + 54,000円 = 83,000円}$$

事後に発生する追加関税の納付についてはその全額に加重無申告加算税率（5%）が追加して課されます。

③ よって、期限後特例申告書の提出に係る修正申告の無申告加算税の額は、以下のとおり、54,000円です。

$$360,000円 \times (10\% + 5\%) = 54,000円 \dots\dots\dots \textcircled{2}$$

4 期限後特例申告書の提出及びこれに係る修正申告の双方に係る無申告加算税の合計額

$$\underline{\textcircled{1} + \textcircled{2} = 87,000円}$$